

# 青森県報

内外第十五号  
平成11年三月十五日  
(水曜日)

四 次  
扣 15

平成11年 岩城町議会 議事録の記載による、(財政監査)…

四 次  
扣 15

議事録の記載による、

平成11年 岩城町議会 議事録の記載による、(財政監査)…

議事録の記載による、

第1表 歳入歳出予算

歳	入	歳	出	項
				金額
1	県	1	県	千円
2	事業	2	民	36,462,195
3	地方	3	税	18,531,192
4	不動産	4	税	12,802,548
5	たばこ	5	税	3,503,594
6	ゴルフ場	6	税	2,993,700
7	自動車	7	税	183,835
8	軽油	8	税	2,251,491
9	引取	9	税	13,181,255
10	自動車	10	税	17,924,260
	(継続費)			3,607

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用。
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

11 固定資産税	1,692,845	2 財産売払収入	808,038
12 核燃料物質等取扱税	11,288,188	11 寄附金	29,312
13 狩猟税	23,610	1 寄附金	29,312
14 産業廃棄物税	124,800	12 繰入金	17,912,660
15 旧法による税	1,285,988	1 特別会計繰入金	284,323
2 地方消費税清算金	27,138,964	2 基金繰入金	17,628,337
3 地方譲与税	11,725,104	13 繰越金	1
1 地方法人特別譲与税	8,302,778	1 繰越金	1
2 地方揮発油譲与税	2,535,094	14 諸収入	64,196,662
3 石油ガス譲与税	246,315	1 延滞金、加算金及び過料等	233,694
4 地方道路譲与税	603,667	2 県預金利子	1,674
5 航空機燃料譲与税	37,250	3 貸付金元利収入	51,589,456
4 地方特例交付金	1,166,929	4 受託事業収入	691,364
1 地方特例交付金	915,839	5 収益事業収入	4,914,867
2 特別交付金	251,090	6 利子割精算金収入	13,979
5 地方交付税	206,735,000	7 雑収入	6,751,628
1 地方交付税	206,735,000	15 県債	118,346,000
6 交通安全対策特別交付金	530,439	1 県債合計	118,346,000
1 交通安全対策特別交付金	530,439	691,200,000	
7 分担金及び負担金	5,839,310	歳出	
1 分担金	283,895	歳出項目	
2 負担金	283,895	金額	
8 使用料及び手数料	5,555,415	1 議会費	1,293,371
1 使料	9,378,679	1 議会費	1,293,371
2 手数料	6,784,877	2 総務管理費	31,821,691
9 国庫支出金	2,593,802	1 総務管理費	12,613,673
1 国庫負助金	103,950,785	2 企画管理費	5,418,315
2 国庫補助金	36,803,627	3 県民生活費	840,807
3 委託金	64,653,303	4 徵稅費	5,637,773
4 財産収入	2,493,855	5 町村振興費	2,806,164
5 財産運用収入	1,997,047	6 選舉費	1,172,779
6 財産運用収入	1,189,009	7 防災費	2,262,539

8 統計調査費	3 大規模開発費	12,761,870
9 人事委員会費	8 土木費	92,475,786
10 監査委員会費	1 土木管理費	20,002,426
3 民社児生会費	2 道路橋梁費	37,944,783
1 福祉保険費	3 河川海岸費	16,212,183
2 福祉保険費	4 港湾費	7,528,499
3 生会童活会費	5 都市計画費	8,112,656
4 社災保険費	6 空港運賃	1,158,642
5 費用保険費	7 住宅費	1,516,597
4 環境公害費	9 警察費	32,261,450
1 環境公害費	1 警察活動費	29,474,930
2 環境公害費	2 教育費	2,786,520
3 保健医療費	3 中等学校費	149,439,217
4 自然灾害費	4 高等学校費	10,891,344
5 公害対策費	5 特別支援学校費	53,287,094
6 病院費	6 社会教育費	31,007,706
7 大学費	7 保健体育費	37,461,973
8 政府費	8 職業訓練費	11,617,969
5 労働費	9 委員会費	3,525,069
1 労働費	10 農林水産業費	2,349,399
2 職業訓練費	11 災害復旧費	1,429,369
3 労働委員会費	12 土木施設災害復旧費	151,148
6 農林水産業費	13 公債費	65,030,345
1 農業費	14 公債償還費	15,873,304
2 農業振興費	15 地方消費税清算金	1,507,787
3 畜産業費	16 利子割交付金	3,176,042
4 農地業費	17 配当割交付金	20,672,109
5 林業費	18 株式等譲渡所得割交付金	6,642,654
6 水産業費	19 地方消費税交付金	17,158,449
7 商工費	20 地方消費税交付金	56,458,504
1 商業費	21 ゴルフ場利用税交付金	41,707,780
2 觀光費	22 地方消費税交付金	1,988,854

7 特別地方消費税交付金	109	32,588	
8 自動車取得税交付金	1,497,252		
9 利子割精算金	2,235		
14 予備費	150,000		
1 予備費	150,000		
歳出合計	691,200,000	72,257	
<b>第2表 繼続費</b>		646,886	
款項事業名	総額	年度	
10 教育費	田名部高等学校校舎建築事業費	1,069,264	平成21年度
4 高等学校費		297,712	平成22年度
		489,750	平成23年度
		281,802	
<b>第3表 債務負担行為</b>		193,612	
事項期間限額	年度	度	
平成21年度青森県史刊行委託代金	平成 22 年度	8,505	平成22年度から 平成23年度まで
青森県防災情報ネットワーク整備事業費	平成 22 年度	1,853,369	平成21年度から 平成22年度まで
青森・岩手県境不法投棄事業に係る風評被害対策給付金	平成21年度から 平成24年度まで	3,000,000	平成22年度から 平成32年度まで
平成21年度医師修学資金貸付	平成22年度から 平成26年度まで	27,000	平成22年度から 平成28年度まで
平成21年度看護師等修学資金貸付(看護師等養成所分)	平成22年度から 平成23年度まで	13,488	平成22年度から 平成78年度まで
平成21年度農業近代化資金の利子補給	平成22年度から 平成41年度まで	1,000,000	借入資金限度額87,847円に約定利率年11.0%に相当する利息を 加えた額
平成21年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	平成22年度から 平成37年度まで	200,000	平成22年度から 平成50年度まで
野菜生産出荷安定資金造成費補助	平成21年度から 平成22年度まで	63,947	利子補給対象借入資金限度額 50,000円
平成21年度大家畜・養豚特別支援資金の利子補給	平成22年度から 平成36年度まで	457	利子補給率年0.8%から1.25%
田澤水	63,947	40,000	

平成21年度漁業経営再建資金利子補給	平成31年度まで	平成22年度から 利子補給対象借入資金限度額 利子補給率年0.1%	平成21年度定時制通信制修学 平成22年度まで	平成21年度青森空港化学消防車購入費 平成22年度から 利子補給率年0.8%から1.25% 利子補給対象借入資金限度額 利子補給率年0.1%	平成22年度 7,896
平成21年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	平成31年度まで	平成22年度から 利子補給対象借入資金限度額 利子補給率年0.625%から1.25%	平成23年度から 利子補給率年0.1%	平成21年度から 利子補給率年0.8%から1.25%	平成21年度 281,000
火災共済の支払金の貸付(青森県火災共済協同組合)	平成21年度から 平成22年度まで	800,000	港湾事業 河川事業 海岸事業 農業農村整備事業	2,359,000 2,981,000 814,000 3,095,000	普通貸借又は債券発行 による。場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。 ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換換ができる。
21あおもり産業総合支援センターに対する(平成21年度)設備貸与資金の損失補償	平成23年度から 平成29年度まで	損失補償限度額 損失補償率 480,000の45%	災害関連事業 治水事業 都市計画事業 治山事業 林道事業 漁港事業 公営住宅建設事業	110,000 200,000 200,000の100%	損失補償限度額 損失補償率 220,000の50%
21あおもり産業総合支援センターに対する(平成21年度)機械類貸与資金の損失補償	平成23年度から 平成29年度まで	損失補償限度額 損失補償率 300,000の45%	災害関連事業 治水事業 都市計画事業 治山事業 林道事業 漁港事業 公営住宅建設事業	135,000 788,000 833,000 108,000 2,954,000 11,305,000 426,000	損失補償限度額 損失補償率 200,000の50%
21あおもり産業総合支援センターに対する(平成21年度)機械類貸与資金の損失補償	平成23年度から 平成29年度まで	損失補償限度額 損失補償率 100,000	災害関連事業 治水事業 都市計画事業 治山事業 林道事業 漁港事業 公営住宅建設事業	100,000 788,000 833,000 108,000 2,954,000 11,305,000 426,000	損失補償限度額 損失補償率 200,000の50%
むつ小川原工業基地企業立地促進費補助	平成21年度から 平成22年度まで	500,000	過年発生補助災害復旧事業 現年発生補助災害復旧事業 現年発生国直轄災害復旧事業	4,000 300,000 1,288,000	過年発生補助災害復旧事業 現年発生補助災害復旧事業 現年発生国直轄災害復旧事業
平成21年度テレマークティング関連産業立地促進費補助	平成21年度から 平成24年度まで	300,000	不法投棄産業廃棄物 対策事業 石綿健康被害救済対策事業	133,000 3,829,000 11,000	不法投棄産業廃棄物 対策事業 石綿健康被害救済対策事業
平成21年度青森県中核工業団地工場等立地促進費補助	平成21年度から 平成26年度まで	2,000,000	自然災害防止事業 ふるさと農道緊急整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	1,887,000 178,000 54,000	自然災害防止事業 ふるさと農道緊急整備事業 ふるさと林道緊急整備事業
平成21年度青森県産業立地促進費補助	平成21年度から 平成30年度まで	5,246,577に約定利子と遅延利息を加えた額	県道等整備事業	7,103,000	県道等整備事業
平成21年度青森県道路公社に対する損失補償	平成21年度から 平成29年度まで	2,300,000			
平成21年度国道338号道路改築事業(仮称白糠トンネル)工事代金	平成22年度から 平成23年度まで	310,000			
平成21年度岩崎西目屋弘前線道路改良事業(仮称新目屋橋)工事代金	平成22年度	420,000			
平成21年度大鷲浪岡線道路改築事業(石川大橋)工事代金	平成22年度				

第4表 地 方 債

## 第15回 告外報

平成21年3月25日

電線共同溝整備事業	41,000
砂防事業	352,000
公園事業	324,000
東北新幹線鉄道整備事業	11,517,000
北海道新幹線鉄道整備事業	3,756,000
警察施設整備事業	129,000
交通安全施設整備事業	579,000
高等学校整備事業	1,057,000
特別支援学校整備事業	337,000
公有林整備事業	37,000
臨時財政対策債	48,034,000
地方再生対策債・臨時財政対策債	1,690,000
退職手当債	5,500,000
地方道路整備臨時貸付金債	500,000
計	118,346,000
平成21年度青森県公債費特別会計予算	
(歳入歳出予算)	
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,614,100千円と定める。	
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。	
(地方債)	
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。	
第1表 歳入歳出予算	
歳入	

第2表 地 方 債		起債の目的 一般会計借換債	限度額 千円 35,899,920	起債の方法 普通貸借又は債券発行	利率 9.0%	償還の方法 知事が借入先と協議の上定期的に償還する。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換えることができる。	金額 千円 153,614,100
歳出	項目						
1 公債費	1 公債費	1 公債費	1 公債費	1 公債費	1 公債費	1 公債費	153,614,100
歳出合計		計		計		計	153,614,100
平成21年度青森県公債費特別会計予算							
(歳入歳出予算)							
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,218,644千円と定める。							
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。							
(一時借入金)							
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。							
(歳出予算の流用)							
平成21年度青森県肢体不自由児施設特別会計予算							
(歳入歳出予算)							
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,218,644千円と定める。							
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。							
(一時借入金)							
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。							

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 出 合 計		2,218,644
歳 入		
款	項	
1 使用料及び手数料		
1 使 用 料	金 千円	1,383,494
2 財 産 収 入		1,383,494
1 財 産 運 用 収 入	金 千円	590
3 繰 入 金		590
1 一般会計繰入金	金 千円	825,329
4 繰 越 金		825,329
1 繰 越 入 金	金 千円	3
5 諸 種 収 入	金 千円	9,228
1 県 預 金 利 子	金 千円	160
2 受 託 事 業 収 入	金 千円	3,224
3 雑 歳 入 合 計	金 千円	5,844
歳 出	款	
款	項	
1 肢体不自由児施設費		
1 あすなろ医療療育センター費	金 千円	2,218,484
2 さわらび医療療育センター費		885,272
3 はまなす医療療育センター費		523,456
2 公 債 費		809,756
1 公 債 費		160

平成21年度青森県港湾整備事業特別会計予算 (歳入歳出予算)		
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,104,868千円と定める。		
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。		

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	
1 分担金及び負担金	金 千円	244,375
1 負 担 金	金 千円	244,375
2 使用料及び手数料	金 千円	363,271
1 使 用 料	金 千円	363,271
3 財 産 収 入	金 千円	87,253
1 財 産 売 払 収 入	金 千円	87,253
4 繰 入 金	金 千円	2,174,480
1 一般会計繰入金	金 千円	2,174,480
5 繰 越 金	金 千円	2
1 繰 越 金	金 千円	2
6 諸 収 入	金 千円	27,487
1 県 預 金 利 子	金 千円	1

2 雜 債 入	27,486	歲 入	金 千円
7 県 債 計	208,000	1 証紙管理収入	2,292,828
1 県 入 合 計	208,000	1 証紙取扱収入	2,292,828
歲 出	3,104,868	2 練 入 金	96,292
款		1 一般会計練入金	96,292
1 港湾整備事業費	408,571	3 練 越 金	50,001
1 青森港整備事業費	172,157	1 練 収 入	1
2 八戸港整備事業費	233,612	4 諸 種 金	1
3 七里長浜港整備事業費	1,378	1 県 預 金 利 子	
4 大湊港整備事業費	1,424	1 入 計	2,439,122
2 公 債 費	2,696,297	2,696,297	
1 公 債 費	2,696,297	2,696,297	
歲 出	3,104,868	歲 出	金 千円
款		1 証紙管理取扱費	2,439,122
第2表 地 方 債		1 証紙取扱費	2,439,122
起債の目的	限 度	額	金 千円
港 湾 整 備 事 業	千円	普通貸借又は債券発行	2,439,122
地 域 開 発 事 業	48,000	以内	2,439,122
		件による。政府資金の場合は、融通条例による。他の場合は、知情者が借入先と協議の上定める。県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換することができる。	
計			
208,000	/	/	

## 平成21年度青森県証紙特別会計予算

## (債務負担行為)

平成21年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,439,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

平成21年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。	平成21年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)	(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,439,122千円と定める。	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,258,628千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。	2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。	第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
(一時借入金)	(一時借入金)
第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。	第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		金額 千円	第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。
款	項		
1 繰越金	越越入金	3	(一時借入金)
1 繰入金	越入金	3	第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。
2 諸	理費	1,258,625	第1表 歳入歳出予算
1 管理費	収入	1,258,575	
2 県預金	利息子	50	
歳入	合計	1,258,628	
歳出		金額 千円	第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。
款	項		
1 管理費	費	1,258,578	
2 公債	費	1,258,578	
1 公債	費	50	
歳出	合計	1,258,628	

## 第2表 債務負担行為

事項期間限度額

平成21年度青森空港化学消防車購入費 平成22年度 281,000 千円

## 平成21年度青森県下水道事業特別会計予算

平成21年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,938,381千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。(地方債)

歳出		金額 千円	第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。
款	項		
1 下水道事業費	費	2,717,254	
1 流域下水道事業費	費	1,178,000	
2 特定環境保全共下水道事業費	費	74,569	
3 下水道管理費	費	1,464,685	



(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、230,000千円と定める。

### 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 鉄道施設事業費	1 鉄道施設整備費	28,750
1 鉄道施設管理費	2 鉄道施設債費	28,750
2 公	1 公	517,114
2 公	1 公	517,114
出	合	449,540
歳	金	449,540
歳	金	159,176
歳	金	159,175
歳	金	225,000
歳	金	225,000
歳	金	1,379,581
歳	金	1,379,581

第3表 地方債

1 繰 入 金	52,547	平成21年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
1 一般会計繰入金	52,547	
2 繰 越 金	2	平成21年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
1 繰 収 入 金	2	による。
3 諸 種 預 金 利 子 貸 付 金 元 利 収 入	222,978	(歳入歳出予算)
1 県 預 金 利 子 貸 付 金 元 利 収 入	45	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,236,163千円と定める。
2 雜 債 債 計	222,929	による。
3 県 1 県 歳 入 合 讈	4	(地方債)
4 県 1 県 歲 出	4	第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすこと
	90,648	ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第
	90,648	2表地方債」による。
	366,175	

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付費	366,175	366,175	366,175
1 母子寡婦福祉資金貸付費	366,175	366,175	366,175
歳 出 合 計	366,175	366,175	366,175

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円	項	金額
平成21年度母子福祉資金貸付金	平成22年度から平成25年度まで	180,068	3,193,398	1 繰 入 金	8,465
平成21年度寡婦福祉資金貸付金	平成22年度から平成24年度まで	10,430	3,048,110	2 繰 越 金	8,465
				1 繰 収 入	345,764
				2 貸 付 金 収 入	345,764
				3 諸 貸 付 金 収 入	3,193,398
				4 県 預 金 利 子 入	600
				4 貸 付 金 利 子 入	2
				4 貸 付 金 利 子 入	144,686
				4 県 入 合 計	2,688,536
				4 県 入 合 計	2,688,536
				4 県 入 合 計	6,236,163

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度	額 千円	起債の方法	利 率 %	償 還 の 方 法	金額
母子寡婦福祉資金貸付金	90,648	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。		0		3,901,279

計

90,648

/

/

1

/

/

1

/

1

1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	3,901,279	2 業務勘定収入	5,825
2 事務費	9,067	1 緑入金	5,820
1 諸債費	9,067	2 緑越金	1
3 公債費	2,318,942	3 諸収入計	4
4 繰出金	2,318,942	1 一般会計繰出金	158,674
1 歳出合計	6,875	2 歳入合計	
歳出	6,236,163	歳入	
第2表 地方債		項目	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率
中小企業高度化資金	千円 2,388,536	普通貸借 1.35%	独立行政法人中小企業基盤 整備機構の貸付条件による。
貸付金	0	0	
300,000	普通貸借又は債券発行 以内	9.0	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。
			ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換することができる。
計	2,688,536	/	/
平成21年度青森県農業改良資金特別会計予算 (歳入歳出予算)			
平成21年度青森県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。			
第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,674千円と定める。			
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。			

平成21年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)	第1表 歳入歳出予算	金額 千円
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ411,925千円と定める。	1 貸付勘定収入	152,849
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。	2 緑入金	122,849
	3 緑出金	20,000
	4 業務勘定費用計	10,000
	5 取扱事務費	5,825
	6 歳出合計	5,825
	歳入	158,674

第1表 歳入歳出予算	歳入	金額 千円
歳入	款項	
1 貸付勘定収入	1 緑越金	410,000
款項	2 諸収入	374,608
1 貸付勘定収入	1 緑入金	35,392
1 緑越金	2 業務勘定収入	1,925
諸収入	1 緑入金	855
2 緑越金	2 緑入金	1,067



		第2項 補 助 金	支 出
(4) 建 設 改 良		346,210千円	164,793千円
イ 病 院 工 事		253,661千円	
ロ 資 産 購 入			
(収益的収入及び支出)			
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。			
収 入	支 出		
第1款 中央病院事業収益			
第1項 医業収益	17,017,443千円	第1款 中央病院資本的支出	2,747,677千円
第2項 医業外収益	15,258,986千円	第1項 建設改良費	1,386,628千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	1,758,457千円	第2項 債還金	1,361,049千円
第1項 医業収益	2,066,835千円	(継続費)	599,871千円
第2項 医業外収益	1,470,387千円	第5条 繼続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。	34,134千円
支 出			
第1款 中央病院事業費用			
第1項 医業費用	17,862,945千円	1 中央病院資本的支出	
第2項 医業外費用	17,491,084千円	建設改良費 県立中央病院電気室改修工事費	916,000 平成21年度 47,000
第3項 予備費用	368,861千円	県立中央病院救急救命センター整備事業費	平成23年度 365,000
第2款 つくしが丘病院事業費用	3,000千円	1,247,000 平成21年度 375,000	
第1項 医業費用	2,761,491千円	平成22年度 872,000	
第2項 医業外費用	2,739,571千円		
第3項 予備費用	20,920千円		
(資本的収入及び支出)	1,000千円		
第4条 資本的収入及び支出の予定期額は、次のとおりと定める。			
収 入	起債の目的 限度額 千円	起債の方法 利率 %	償還の方法
	県立中央病院施設整備事業	1,275,000 普通貸借又は債券発行以内	政府資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換えることができる。
第1款 中央病院資本的収入	2,747,677千円		
第1項 負担金	1,472,677千円	計	1,275,000
第2項 企業債	1,275,000千円		
第2款 つくしが丘病院資本的収入	634,005千円		
第1項 負担金	469,212千円	(一時借入金)	
		第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 職員給与費   | 9,725,367千円 |
| (2) 交際費     | 314千円       |
| (他会計からの補助金) |             |

第9条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- |                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| (1) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 | 2,030千円 |
| (たな卸資産購入限度額)                        |         |

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,802,663千円と定める。

### 平成21年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 1 八戸工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量	120,587,973立方メートル
ロ 給水事業所数	10事業所
ハ 一日平均給水量	330,680立方メートル

収入

支出

支

出

0千円

ロ 給水事業所数

ハ 一日平均給水量

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 八戸工業用水道事業収益	940,584千円
第1項 営業収益	934,436千円
第2項 営業外収益	6,148千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業収益	38,502千円
第1項 営業収益	38,459千円
第2項 営業外収益	43千円

支

出

第1款 八戸工業用水道事業費用	859,787千円
第1項 営業費用	763,198千円
第2項 営業外費用	86,589千円
第3項 予備費用	10,000千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業費用	58,892千円
第1項 営業費用	42,203千円
第2項 営業外費用	11,689千円
第3項 予備費用	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額180,778千円は建設改良積立金1,697千円、損益勘定留保資金178,997千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額84千円で補てんするものとする。)。

1 事業量	813,950立方メートル
2 事業所	2事業所
イ 年間総給水量	159,360千円
ロ 給水事業所数	1,781千円
ハ 一日平均給水量	157,579千円
(収益的収入及び支出)	21,418千円
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	21,418千円
第1項 企業債償還金	(一時借入金)

収入

入

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

203,696千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,540千円と定める。

(発行所 青森市 青長・島 一行人) 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二番 奥間町 印刷株式会社 人) 三丁目 七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行